

平成22年2月

滋賀県議会定例会議案

(その1)

目 次

	頁
議第 1 号 平成22年度滋賀県一般会計予算.....	1
議第 2 号 平成22年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計予算.....	21
議第 3 号 平成22年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算.....	23
議第 4 号 平成22年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算.....	26
議第 5 号 平成22年度滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計予算.....	28
議第 6 号 平成22年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算.....	31
議第 7 号 平成22年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算.....	34
議第 8 号 平成22年度滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算.....	36
議第 9 号 平成22年度滋賀県公債管理特別会計予算.....	38
議第 10号 平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算.....	41
議第 11号 平成22年度滋賀県土地取得事業特別会計予算.....	46
議第 12号 平成22年度滋賀県用品調達事業特別会計予算.....	49
議第 13号 平成22年度滋賀県収入証紙特別会計予算.....	51
議第 14号 平成22年度滋賀県公営競技事業特別会計予算.....	53
議第 15号 平成22年度滋賀県病院事業会計予算.....	57
議第 16号 平成22年度滋賀県工業用水道事業会計予算.....	61
議第 17号 平成22年度滋賀県上水道供給事業会計予算.....	64
議第 18号 滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案.....	69
議第 19号 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案.....	70
議第 20号 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案.....	71
議第 21号 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案.....	75
議第 22号 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案.....	78
議第 23号 滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例案.....	81
議第 24号 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案.....	82
議第 25号 滋賀県市町合併推進審議会条例を廃止する条例案.....	83
議第 26号 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案.....	84
議第 27号 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案.....	85
議第 28号 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案.....	86
議第 29号 契約の締結につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター水処理覆蓋 5 系 1/2 建設工事）.....	87

議第 30 号	契約の締結につき議決を求めることについて（葉山川広域河川改修事業国道 1 号交差部工事）	88
議第 31 号	財産の譲渡につき議決を求めることについて	89
議第 32 号	県営林における森林窃盗に係る損害賠償請求訴訟の提起につき議決を求めることについて	90
議第 33 号	国の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて	91
議第 34 号	琵琶湖流域下水道湖西処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて	92
議第 35 号	琵琶湖流域下水道東北部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて	93
議第 36 号	滋賀県国土利用計画（第四次）を定めることにつき議決を求めることについて	94
議第 37 号	滋賀県道路公社定款の変更につき議決を求めることについて	95
議第 38 号	滋賀県道路公社が管理を行っている有料道路の料金の徴収期間の変更に同意することにつき議決を求めることについて	96
議第 39 号	滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意することにつき議決を求めることについて	97
議第 40 号	全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することを関係地方公共団体に協議することにつき議決を求めることについて	98
議第 41 号	包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて	99

一 般 会 計 予 算

議第1号

平成22年度滋賀県一般会計予算

平成22年度滋賀県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ494,630,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等および共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県 税		千円 120,200,000
	1 県 民 税	51,090,000
	2 事 業 税	18,030,400
	3 地 方 消 費 税	11,404,900
	4 不 動 産 取 得 税	3,614,400
	5 県 た ば こ 税	2,935,800
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,421,000
	7 自 動 車 取 得 税	2,327,500
	8 軽 油 引 取 税	10,369,100
	9 自 動 車 税	18,942,900
	10 鉱 区 税	8,100
	11 狩 猟 税	22,500
	12 産 業 廃 棄 物 税	32,900
	13 旧 法 に よ る 税	500
2 地方消費税清算金		20,360,000
	1 地方消費税清算金	20,360,000
3 地方譲与税		15,789,000
	1 地方法人特別譲与税	13,600,000
	2 地方揮発油譲与税	2,042,000
	3 石油ガス譲与税	146,000

款	項	金額
	4 地方道路譲与税	千円 1,000
4 市町たばこ税県交付金		202,000
	1 市町たばこ税県交付金	202,000
5 地方特例交付金		1,990,000
	1 地方特例交付金	1,990,000
6 地方交付税		107,300,000
	1 地方交付税	107,300,000
7 交通安全対策特別交付金		560,000
	1 交通安全対策特別交付金	560,000
8 分担金及び負担金		4,121,726
	1 分担金	2,351,859
	2 負担金	1,769,867
9 使用料及び手数料		4,868,355
	1 使用料	2,437,893
	2 手数料	81,392
	3 証紙収入	2,349,070
10 国庫支出金		50,959,410
	1 国庫負担金	35,116,795
	2 国庫補助金	13,421,270
	3 委託金	2,421,345
11 財産収入		4,463,041
	1 財産運用収入	801,640
	2 財産売払収入	3,661,401

款	項	金額
12 寄 附 金		千円 60,501
	1 寄 附 金	60,501
13 繰 入 金		23,795,527
	1 特 別 会 計 繰 入 金	2,269,342
	2 基 金 繰 入 金	21,526,185
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		41,720,939
	1 延滞金加算金及び過料等	469,727
	2 県 預 金 利 子	5,011
	3 貸付金元利収入	33,057,896
	4 受託事業収入	1,323,881
	5 収益事業収入	4,115,598
	6 利子割精算金収入	11,000
	7 雑 入	2,737,826
16 県 債		98,239,500
	1 県 債	98,239,500
歳 入 合 計		494,630,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,168,105
	1 議 会 費	1,168,105
2 政 策 調 整 費		10,766,905
	1 企 画 調 整 費	8,846,319
	2 防 災 費	1,920,586
3 総 務 費		23,652,624
	1 総 務 管 理 費	13,200,379
	2 徴 税 費	4,703,466
	3 市 町 振 興 費	3,149,778
	4 選 挙 費	1,536,073
	5 統 計 調 査 費	803,363
	6 人 事 委 員 会 費	93,955
	7 監 査 委 員 費	165,610
4 県 民 文 化 生 活 費		5,489,030
	1 県 民 生 活 費	2,850,963
	2 文 化 費	2,638,067
5 琵琶湖環境費		19,207,487
	1 水 政 費	2,549,609
	2 環 境 費	3,590,570
	3 下 水 道 費	3,544,486
	4 森 林 林 業 費	9,522,822

款	項	金額
6 健康福祉費		千円 77,793,692
	1 社会福祉費	35,923,377
	2 児童福祉費	14,261,336
	3 生活保護費	1,192,119
	4 災害救助費	10,908
	5 公衆衛生費	20,889,815
	6 生活衛生費	1,162,245
	7 地域健康福祉費	1,200,826
	8 医薬費	3,153,066
7 商工観光労働費		31,192,860
	1 商工業費	4,100,573
	2 中小企業費	21,914,365
	3 観光費	451,976
	4 労政費	3,689,425
	5 職業訓練費	939,219
	6 労働委員会費	97,302
8 農政水産業費		17,433,194
	1 農業費	4,818,457
	2 畜産業費	1,565,550
	3 農地費	10,117,096
	4 水産業費	932,091
9 土木交通費		47,071,428
	1 土木交通管理費	7,225,344

款	項	金額
	2 道路橋りょう費	24,533,668 ^{千円}
	3 河川費	7,589,497
	4 港湾費	837,255
	5 砂防費	3,382,084
	6 都市計画費	1,233,433
	7 公園費	535,263
	8 建築費	785,138
	9 住宅費	949,746
10 警察費		28,611,598
	1 警察管理費	26,392,893
	2 警察活動費	2,218,705
11 教育費		128,254,686
	1 教育総務費	16,195,287
	2 小学校費	43,367,489
	3 中学校費	25,216,026
	4 高等学校費	27,160,468
	5 特別支援学校費	11,082,765
	6 大学費	2,767,403
	7 社会教育費	1,556,119
	8 保健体育費	909,129
12 災害復旧費		677,637
	1 琵琶湖環境施設災害復旧費	10,846
	2 農政水産施設災害復旧費	75,541

議第1号
平成22年度滋賀県一般会計予算

款	項	金額
	3 土木交通施設災害復旧費	千円 591,250
13 公債費		76,500,554
	1 公債費	76,500,554
14 諸支出金		26,680,200
	1 県税交付金等	26,680,200
15 予備費		130,000
	1 予備費	130,000
歳出合計		494,630,000

第2表 債務負担行為

番号	事項	期間	限度額
1	滋賀県土地開発公社事業資金借入債務保証	平成22年度から平成25年度まで	事業資金として、金融機関から借入れた金額のうち償還してもなお債務がある場合、306,000千円およびその借入期間中の利息相当額の合計額の範囲内でその債務を保証する。
2	滋賀県土地開発公社公共用地先行取得事業資金借入債務保証	平成22年度から平成23年度まで	事業資金として、金融機関から借入れた金額のうち償還してもなお債務がある場合、7,773,000千円およびその借入期間中の利息相当額の合計額の範囲内でその債務を保証する。
3	自動車税納税通知書等封入封緘業務	平成23年度	16,800千円
4	コンビニ収納業務	平成23年度	10,430千円
5	野鳥の森ビジターセンター施設撤去事業	平成23年度	18,855千円
6	滋賀県信用保証協会滋賀の新しい産業づくり促進資金保証債務損失補償	平成22年度から平成36年度まで	滋賀の新しい産業づくり促進資金として平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に保証した債務（無担保で保証した部分に限る。）について、保証契約の効力が生じた日以降14年以内に代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、4,912千円の範囲内でその損失を補償する。
7	滋賀県信用保証協会開業関連資金保証債務損失補償	平成22年度から平成33年度まで	開業資金のうち創業枠として平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降設備資金については11年以内に、運転資金については9年以内にそれぞれ代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、13,680千円の範囲内でその損失を補償する。

番号	事 項	期 間	限 度 額
8	滋賀県信用保証協会不況業種特別融資資金保証債務損失補償	平成22年度から平成36年度まで	セーフティネット資金のうち新規枠として、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降設備資金については14年以内に、運転資金については11年以内にそれぞれ代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額について、77,280千円の範囲内でその損失を補償する。
9	市町小規模企業者小口簡易資金貸付制度損失補償補助	平成22年度から平成34年度まで	市町小規模企業者小口簡易資金として滋賀県信用保証協会が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降11年以内に代位弁済したことにより受けた実質損失額（代位弁済額から支払を受けた保険金を控除した額）について市町がその損失を補償した場合、当該協会の実質損失額の10分の4相当額について、128,000千円の範囲内で当該市町に補助する。
10	滋賀県信用保証協会小規模事業資金保証債務損失補償	平成22年度から平成33年度まで	経営支援資金のうち小規模企業者枠および小規模企業者つなぎ枠として平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降設備資金については11年以内に、運転資金については9年以内にそれぞれ代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、57,600千円の範囲内でその損失を補償する。
11	滋賀県信用保証協会中小企業再生支援資金保証債務損失補償	平成22年度から平成36年度まで	政策推進資金のうち再生支援枠として平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降14年以内に代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、72,000千円の範囲内でその損失を補償する。
12	滋賀県信用保証協会経済振興特区資金保証債務損失補償	平成22年度から平成33年度まで	経済振興特区資金のうち自律枠として平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降11年以内に代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の8分の3相当額について、2,160千円の範囲内でその損失を補償する。

番号	事 項	期 間	限 度 額
13	滋賀県農林漁業後継者特別対策基金農地売買事業資金融資損失補償	平成22年度から平成24年度まで	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、社団法人全国農地保有合理化協会および滋賀県信用農業協同組合連合会が融資した農地売買事業資金50,000千円のうち損失確定日（最終償還期限到来後10カ月の期間満了日）において弁済できなかった元利金合計額（遅延損害金を含む。）に相当する額
14	特定野菜等供給産地育成価格差補給資金造成費補助	平成22年度	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に財団法人滋賀県青果物生産安定資金協会が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の価格差補給交付金の交付に要する経費のうち、県負担分が県繰越見込額を超えた場合、34,265千円と県繰越見込額との差額を限度として、超えた額について補助する。
15	青果物生産安定資金造成費補助	平成22年度	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に財団法人滋賀県青果物生産安定資金協会が行う青果物生産安定事業の価格差補給交付金の交付に要する経費のうち、県負担分が県繰越見込額を超えた場合、39,680千円と県繰越見込額との差額を限度として、超えた額について補助する。
16	転作野菜価格安定資金造成費補助	平成22年度	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に財団法人滋賀県青果物生産安定資金協会が行う転作野菜価格安定事業の価格差補給交付金の交付に要する経費のうち、県負担分が県繰越見込額を超えた場合、4,032千円と県繰越見込額との差額を限度として、超えた額について補助する。
17	青果物有効利用促進事業費補助	平成22年度	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に農業者等が行う青果物有効利用促進事業に要する経費につき市町が補助する場合、当該補助に要する経費の3分の2相当額につき、5,000千円の範囲内で補助する。
18	県営かんがい排水事業	平成23年度	398,000千円
19	県営経営体育成基盤整備事業	平成23年度	160,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
20	県営農道整備事業	平成23年度	20,000千円
21	県営中山間地域総合整備事業	平成23年度	28,240千円
22	県営農地防災事業	平成23年度	50,000千円
23	県営地すべり防止対策事業	平成23年度	20,000千円
24	滋賀県土地開発公社国直轄河川事業関連用地先行取得資金借入債務保証	平成22年度から平成23年度まで	事業資金として、金融機関から借入れた金額のうち償還してもなお債務がある場合、2,100,000千円およびその借入期間中の利息相当額の合計額の範囲内でその債務を保証する。
25	補助道路改築事業 (国道 365 号)	平成23年度から平成24年度まで	200,000千円
26	緊急地方道路整備事業 (国道 307 号)	平成23年度	80,000千円
27	緊急地方道路整備事業 (国道 421 号)	平成23年度から平成24年度まで	700,000千円
28	緊急地方道路整備事業 (国道 422 号)	平成23年度	60,000千円
29	緊急地方道路整備事業 (国道 477 号) (必佐バイパス)	平成23年度	70,000千円
30	緊急地方道路整備事業 (国道 477 号)	平成23年度	190,000千円
31	緊急地方道路整備事業 (大津能登川長浜線)	平成23年度	100,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
32	緊急地方道路整備事業 (野洲中主線)	平成23年度	120,000千円
33	緊急地方道路整備事業 (山東本巣線)	平成23年度	100,000千円
34	緊急地方道路整備事業 (草津守山線)	平成23年度	60,000千円
35	緊急地方道路整備事業 (六地蔵草津線)	平成23年度	50,000千円
36	緊急地方道路整備事業 (水口甲南線)	平成23年度から 平成24年度まで	580,000千円
37	緊急地方道路整備事業 (八坂高官線)	平成23年度	80,000千円
38	緊急地方道路整備事業 (彦根米原線)	平成23年度	100,000千円
39	緊急地方道路整備事業 (間田長浜線)	平成23年度から 平成25年度まで	2,050,000千円
40	緊急地方道路整備事業 (葛籠尾崎大浦線)	平成23年度	140,000千円
41	緊急地方道路整備事業 (桜川西中在寺線)	平成23年度	100,000千円
42	緊急地方道路整備事業 (白谷野口線)	平成23年度	40,000千円
43	緊急地方道路整備事業 (宇治田原大石東線)	平成23年度	150,000千円
44	単独道路改築事業 (麻生古屋梅ノ木線)	平成23年度	70,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
45	補助河川総合流域防災事業 (三 明 川)	平成23年度から 平成26年度まで	560,000千円
46	補助情報基盤緊急整備事業	平成23年度	20,000千円
47	補助堰堤総合流域防災事業	平成23年度	139,000千円
48	補助通常砂防事業 (北 谷 川)	平成23年度から 平成24年度まで	140,000千円
49	補助通常砂防事業 (柳 川 支 流)	平成23年度から 平成24年度まで	120,000千円
50	補助通常砂防事業 (藤 尾 川)	平成23年度から 平成24年度まで	130,000千円
51	補助通常砂防事業 (棚 上 川)	平成23年度	80,000千円
52	補助通常砂防事業 (北 砂 川)	平成23年度	80,000千円
53	補助通常砂防事業 (平 子 川)	平成23年度から 平成25年度まで	240,000千円
54	補助通常砂防事業 (宮 川)	平成23年度	70,000千円
55	補助通常砂防事業 (前 川 支 流)	平成23年度	80,000千円
56	補助通常砂防事業 (堀 切 川)	平成23年度から 平成25年度まで	284,000千円
57	補助砂防総合流域防災事業 (狩 山 谷)	平成23年度から 平成24年度まで	180,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
58	補助砂防総合流域防災事業 (金 勝 川)	平成23年度から 平成24年度まで	120,000千円
59	補助砂防総合流域防災事業 (竹 長 川 支 流)	平成23年度から 平成24年度まで	120,000千円
60	補助砂防総合流域防災事業 (木 曾 滝 谷)	平成23年度から 平成24年度まで	170,000千円
61	補助砂防総合流域防災事業 (能 仁 寺 川)	平成23年度から 平成24年度まで	190,000千円
62	補助砂防総合流域防災事業 (大 谷 川)	平成23年度から 平成24年度まで	140,000千円
63	補助急傾斜地崩壊対策事業 (貫 井 地 区)	平 成 2 3 年 度	80,000千円
64	補助急傾斜地崩壊対策事業 (藤 尾 奥 地 区)	平成23年度から 平成24年度まで	150,000千円
65	補助急傾斜地崩壊対策事業 (沖 島 地 区)	平 成 2 3 年 度	40,000千円
66	補助急傾斜地崩壊対策事業 (円 山 地 区)	平 成 2 3 年 度	80,000千円
67	補助急傾斜地崩壊対策事業 (萱 原 地 区)	平成23年度から 平成24年度まで	200,000千円
68	補助急傾斜地総合流域 防災事業 (成 谷 地 区)	平 成 2 3 年 度	62,000千円
69	補助急傾斜地総合流域 防災事業 (山 本 地 区)	平成23年度から 平成24年度まで	100,000千円
70	補助急傾斜地総合流域 防災事業 (下 開 田 地 区)	平成23年度から 平成24年度まで	180,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
71	県営住宅建設事業	平成23年度	431,480千円
72	運転免許関係機器整備	平成23年度から 平成27年度まで	6,230千円
73	鑑識関係システム機器 整備	平成23年度から 平成28年度まで	250,470千円
74	放置駐車違反確認業務	平成23年度	48,000千円
75	放置駐車違反取締シス テム機器整備	平成23年度から 平成27年度まで	112,100千円
76	パーキングチケット発 給設備管理業務	平成23年度	10,700千円
77	高等学校施設整備事業 (大津商業高等学校) (耐震改修)	平成23年度から 平成24年度まで	762,294千円
78	高等学校施設整備事業 (八幡高等学校) (耐震改修)	平成23年度から 平成24年度まで	300,267千円
79	高等学校施設整備事業 (八日市南高等学校) (グラウンド改修)	平成23年度	126,000千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政施設整備事業費	千円 725,100	普通貸借または証券発行	% 10.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入日の翌日から5年以内据え置き、50年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
造林事業費	280,000			
林道事業費	109,100			
治山事業費	587,300			
単独治山事業費	10,800			
介護施設等施設整備事業費	666,200			
石綿健康被害救済基金出資金	15,200			
上水道供給事業出資金	161,200			
家畜保健衛生所整備事業費	48,100			
県営かんがい排水事業費	377,700			
県営経営体育成基盤整備事業費	521,100			
県営農道整備事業費	25,400			
県営中山間地域総合整備事業費	116,900			
県営みずすまし事業費	12,600			
農村活性化事業費	2,500			
県営農地防災事業費	361,800			

議第1号 平成22年度滋賀県一般会計予算

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営地すべり防止対策事業費	千円 13,100			
水産基盤整備事業費	70,900			
関西国際空港出資金	9,900			
道路改築事業費	852,700			
踏切除却事業費	152,300			
雪寒地域建設機械整備事業費	8,000			
特定交通安全施設整備事業費	80,100			
橋りょう長寿命化促進事業費	8,000			
直轄道路事業費	4,782,200			
地方道路等整備事業費	8,946,600			
単独道路改良事業費	748,800			
広域河川改修事業費	1,232,800			
総合流域防災事業費	1,098,700			
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費	209,600			
河川環境整備事業費	143,800			
直轄河川事業費	367,500			
河川総合開発事業費	19,500			
河川災害関連事業費	53,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川等整備事業費	千円 1,856,200			
単独河川改良事業費	21,300			
港湾改修事業費	12,200			
通常砂防事業費	513,700			
地すべり対策事業費	16,000			
直轄砂防事業費	74,100			
急傾斜地崩壊対策事業費	161,700			
単独砂防事業費	100,000			
単独急傾斜地崩壊対策事業費	162,900			
都市計画街路事業費	59,900			
都市公園事業費	112,300			
市街地再開発事業費	39,400			
公営住宅建設事業費	182,800			
補助交通安全施設整備事業費	67,500			
単独交通安全施設整備事業費	18,200			
高等学校施設整備事業費	720,400			
特別支援学校施設整備事業費	15,300			
県営農地農業用施設災害復旧事業費	1,600			

議第1号 平成22年度滋賀県一般会計予算

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
団体営農地農業用施設災害復旧事業費	千円 1,200			
補助土木施設災害復旧事業費	184,000			
臨時財政対策債	65,600,000			
退職手当債	5,500,000			
計	98,239,500			

特別会計予算

議第2号

平成22年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計予算

平成22年度滋賀県の市町振興資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,017,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰入金		千円 300,000
	1 公営企業会計繰入金	300,000
2 諸収入		1,717,000
	.1 貸付金元利収入	1,717,000
歳入合計		2,017,000
歳出		
款	項	金額
1 総務費		千円 2,017,000
	1 市町振興資金貸付事業費	2,017,000
歳出合計		2,017,000

議第 3 号

平成22年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成22年度滋賀県の母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 173,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 11,043
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,043
2 繰 越 金		74,249
	1 繰 越 金	74,249
3 諸 収 入		75,008
	1 貸 付 金 元 利 収 入	74,815
	2 雑 入	193
4 県 債		13,000
	1 県 債	13,000
歳 入 合 計		173,300
歳 出		
款	項	金 額
1 健 康 福 祉 費		千円 173,300
	1 母 子 お よ び 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	173,300
歳 出 合 計		173,300

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 13,000	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第37条第2項、第4項および第6項に定めるところによる。
計	13,000			

議第3号

平成22年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議第4号

平成22年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

平成22年度滋賀県の中小企業支援資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,144,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 13,914
	1 繰越金	13,914
2 諸収入		1,130,386
	1 県預金利子	1,500
	2 貸付金元利収入	1,128,886
歳入合計		1,144,300

歳出

款	項	金額
1 商工観光労働費		千円 12,559
	1 中小企業支援資金貸付事業費	12,559
2 公債費		1,128,741
	1 公債費	1,128,741
3 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		1,144,300

議第5号

平成22年度滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計予算

平成22年度滋賀県の農業改良資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 7,597
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,597
2 繰 越 金		53,094
	1 繰 越 金	53,094
3 諸 収 入		37,109
	1 県 預 金 利 子	100
	2 貸 付 金 元 利 収 入	37,009
4 県 債		12,000
	1 県 債	12,000
歳 入 合 計		109,800
歳 出		
款	項	金 額
1 農 政 水 産 業 費		千円 107,597
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	107,597
2 公 債 費		2,103
	1 公 債 費	2,103
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		109,800

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 12,000	普通貸借	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項に定めるところによる。
計	12,000			

議第6号

平成22年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成22年度滋賀県の林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 289,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰越金		千円 86,733
	1 繰越金	86,733
2 諸収入		147,267
	1 貸付金元利収入	147,267
3 県債		55,000
	1 県債	55,000
歳入合計		289,000
歳出		
款	項	金額
1 琵琶湖環境費		千円 170,752
	1 林業・木材産業改善資金貸付事業費	30,445
	2 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	140,120
	3 林業就業促進資金貸付事業費	187
2 公債費		55,700
	1 公債費	55,700
3 予備費		62,548
	1 予備費	62,548
歳出合計		289,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化推進資金貸付金	千円 55,000	普通貸借	1.0以内%	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づく独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書に定めるところによる。
計	55,000			

議第6号 平成22年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

議第7号

平成22年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成22年度滋賀県の沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 238
	1 一般会計繰入金	238
2 繰越金		54,739
	1 繰越金	54,739
3 諸収入		5,623
	1 県預金利子	440
	2 貸付金元利収入	5,183
歳入合計		60,600

歳出

款	項	金額
1 農政水産業費		千円 20,301
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	20,301
2 予備費		40,299
	1 予備費	40,299
歳出合計		60,600

議第8号

平成22年度滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算

平成22年度滋賀県の琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 303,371千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		303,371 <small>千円</small>
	1 一般会計繰入金	303,371
歳入合計		303,371

歳出

款	項	金額
1 公債費		303,371 <small>千円</small>
	1 公債費	303,371
歳出合計		303,371

議第9号

平成22年度滋賀県公債管理特別会計予算

平成22年度滋賀県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,516,371千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 81,146,371
	1 一般会計繰入金	76,254,496
	2 特別会計繰入金	4,891,875
2 県債		14,370,000
	1 県債	14,370,000
歳入合計		95,516,371

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 95,516,371
	1 公債費	95,516,371
歳出合計		95,516,371

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 14,370,000	普通貸借または 証券発行	10.0以内 %	借入日の翌日から3年以内据え置き、20年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、繰上償還を行いまたは借換をすることができる。
計	14,370,000			

議第10号

平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算

平成22年度滋賀県の流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,901,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 9,267,891
	1 負担金	9,267,891
2 使用料及び手数料		1,282
	1 使用料	1,282
3 国庫支出金		4,000,175
	1 国庫負担金	4,000,175
4 財産収入		27,819
	1 財産運用収入	27,819
5 繰入金		3,663,221
	1 一般会計繰入金	3,395,313
	2 基金繰入金	267,908
6 繰越金		1,457,057
	1 繰越金	1,457,057
7 諸収入		7,255
	1 受託事業収入	4,733
	2 雑収入	2,522
8 県債		2,476,300
	1 県債	2,476,300
歳入合計		20,901,000

歳 出		
款	項	金 額
1 琵琶湖環境費		15,829,408 <small>千円</small>
	1 流域下水道費	7,490,081
	2 流域下水道管理費	8,339,327
2 公 債 費		4,166,581
	1 公 債 費	4,166,581
3 諸 支 出 金		905,011
	1 諸 支 出 金	905,011
歳 出 合 計		20,901,000

第2表 債務負担行為

番号	事項	期間	限度額
1	流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター 水処理覆蓋建築機械設 備工事〕	平成23年度	23,300千円
2	流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター 水処理覆蓋建築電気設 備工事〕	平成23年度	56,000千円
3	流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター 流入特殊人孔耐震対策 工事〕	平成23年度	80,000千円
4	流域下水道建設事業 〔湖南中部守山栗東雨水 幹線特殊人孔築造工事〕	平成23年度	80,000千円
5	流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター送風 機設備改築更新工事〕	平成23年度	77,400千円
6	流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター送風 機設備改築更新電気工 事〕	平成23年度	15,300千円
7	流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター水 処理施設改築更新工事〕	平成23年度から 平成24年度まで	1,843,500千円
8	流域下水道建設事業 〔東北部木之本西幹線管 渠工事〕	平成23年度	120,000千円
9	流域下水道建設事業 〔東北部愛東東幹線管渠 工事〕	平成23年度	180,000千円
10	流域下水道建設事業 〔東北部湖東幹線管渠工 事〕	平成23年度	150,000千円

第3表 地方債

議第10号 平成22年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業費	千円 1,618,700	普通貸借または 証券発行	10.0以内 [%]	借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
資本費平準化債	857,600			
計	2,476,300			

議第11号

平成22年度滋賀県土地取得事業特別会計予算

平成22年度滋賀県の土地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 920,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 418,000
	1 財産運用収入	44,500
	2 財産売却収入	373,500
2 繰入金		2,100
	1 基金繰入金	2,100
3 県債		500,000
	1 県債	500,000
歳入合計		920,100

歳出

款	項	金額
1 土木交通費		千円 918,000
	1 土木交通管理費	918,000
2 公債費		2,100
	1 公債費	2,100
歳出合計		920,100

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業費	千円 500,000	普通貸借または 証券発行	10.0以内 [%]	借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
計	500,000			

議第12号

平成22年度滋賀県用品調達事業特別会計予算

平成22年度滋賀県の用品調達事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 963,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 961,500
	1 財産売却収入	961,500
2 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
歳入合計		963,000

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 963,000
	1 用品調達事業費	963,000
歳出合計		963,000

議第13号

平成22年度滋賀県収入証紙特別会計予算

平成22年度滋賀県の収入証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,367,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 証紙収入		3,366,900 ^{千円}
	1 証紙売払収入	3,366,900
2 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		3,367,000
歳出		
款	項	金額
1 総務費		3,367,000 ^{千円}
	1 収入証紙	3,367,000
歳出合計		3,367,000

議第14号

平成22年度滋賀県公営競技事業特別会計予算

平成22年度滋賀県の公営競技事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,350,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 公営競技事業収入		千円 27,480,720
	1 公営競技開催収入	27,480,720
2 使用料及び手数料		23,705
	1 使用料	23,705
3 財産収入		902
	1 財産運用収入	892
	2 財産売却収入	10
4 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
5 諸収入		30,794,673
	1 施設利用料	76,003
	2 県預金利子	200
	3 受託事業収入	30,704,478
	4 雑収入	13,992
歳入合計		58,350,000

歳 出		
款	項	金 額
1 公 営 競 技 事 業 費		57,922,531 <small>千円</small>
	1 経 営 費	156,059
	2 開 催 費	57,766,472
2 公 債 費		422,469
	1 公 債 費	422,469
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		58,350,000

企 業 会 計 予 算

議第15号

平成22年度滋賀県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度滋賀県の病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

	成人病センター	小児保健医療 センター	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
	481床	100床	100床	681床

(2) 年 間 患 者 数

	成人病センター	小児保健医療 センター	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
入 院	153,758人	27,375人	29,200人	210,333人
外 来	211,444人	42,768人	28,190人	282,402人

(3) 1日平均患者数

	成人病センター	小児保健医療 センター	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
入 院	421人	75人	80人	576人
外 来	870人	176人	116人	1,162人

(4) 主要な建設改良事業

病院情報システム更新

医療器具および備品購入

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 病 院 事 業 収 益		17,592,000 ^{千円}
	1 医 業 収 益	15,065,875
	2 医 業 外 収 益	2,319,325
	3 附 帯 事 業 収 益	206,800

支 出

款	項	金 額
1 病院事業費用		千円 17,838,000
	1 医業費用	16,994,230
	2 医業外費用	636,970
	3 附帯事業費用	206,800

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 991,000千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資本的収入		千円 2,585,000
	1 企業債	1,919,000
	2 負担金	666,000

支 出

款	項	金 額
1 資本的支出		千円 3,576,000
	1 建設改良費	1,960,670
	2 企業債償還金	1,615,330

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
成人病センター病院整備事業 (検体検査機器設置)	平成23年度から 平成27年度まで	152,757千円
成人病センター病院整備事業 (駐車場システム機器設置)	平成23年度から 平成28年度まで	21,659千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
成人病センター 病院整備事業費	千円 1,313,600	普通貸借または 証券発行	10.0以内%	借入日の翌日から5年以内 据え置き、30年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
小児保健医療セ ンター病院整備 事業費	468,200			
精神医療センタ ー病院整備事業 費	137,200			
計	1,919,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 8,254,118千円
(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化および医師派遣機能整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、38,678千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,750,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
工具器具および備品	病院情報システム	1
	放射線情報管理システム	1
	調剤・注射薬準備システム	1
	磁気共鳴断層撮影装置	1

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第16号

平成22年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 事 業 所 59事業所
- (2) 年 間 総 給 水 量 21,681,000立方メートル
- (3) 1日平均給水量 59,400立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
 彦根工業用水道事業……更新工事
 南部工業用水道事業……更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 工業用水道事業収益		千円 1,177,500
	1 営 業 収 益	1,162,692
	2 営 業 外 収 益	14,808

支 出

款	項	金 額
1 工業用水道事業費用		千円 834,500
	1 営 業 費 用	777,616
	2 営 業 外 費 用	56,884

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,053,400千円は、減債積立金 155,663千円)

円、建設改良積立金 100,000千円、過年度分損益勘定留保資金 419,296千円、当年度分損益勘定留保資金 351,137千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額27,304千円で補てんするものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 3,000
	1 諸 収 入	3,000

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 1,056,400
	1 建 設 改 良 費	598,025
	2 企 業 債 償 還 金	155,663
	3 補 助 金 返 還 金	2,160
	4 固 定 資 産 購 入 費	552
	5 投 資	300,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
彦根工業用水道改良事業 (管路マッピングシス) (テム構築業務委託)	平成 23 年 度	2,050千円
南部工業用水道改良事業 (浄水施設耐震補強) (基礎調査業務委託)	平成 23 年 度	7,770千円
南部工業用水道改良事業 (管路マッピングシス) (テム構築業務委託)	平成 23 年 度	5,720千円

浄水場運転管理業務

平成23年度から
平成27年度まで

107,686千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 152,726千円

(2) 交際費 25千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、564千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第17号

平成22年度滋賀県上水道供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度滋賀県の上水道供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 市 町 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町および竜王町
- (2) 年間総給水量 48,743,925立方メートル
- (3) 1日平均給水量 133,545立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
 南部上水道供給事業……送水工事、更新工事
 東南部上水道供給事業……更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 上水道供給事業収益		千円 5,691,900
	1 営 業 収 益	5,156,256
	2 営 業 外 収 益	535,644

支 出

款	項	金 額
1 上水道供給事業費用		千円 4,084,100
	1 営 業 費 用	3,517,314
	2 営 業 外 費 用	566,786

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3,176,000千円は、減債積立金 936,156千

円、過年度分損益勘定留保資金 1,294,281千円、当年度分損益勘定留保資金 781,377千円なら
びに消費税および地方消費税資本的収支調整額 164,186千円で補てんするものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 2,213,500
	1 企 業 債	1,650,000
	2 補 助 金	161,200
	3 出 資 金	205,750
	4 諸 収 入	196,550

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 5,389,500
	1 建 設 改 良 費	3,809,869
	2 企 業 債 償 還 金	1,339,614
	3 他会計からの長期借入金 償還金	225,197
	4 補 助 金 返 還 金	5,392
	5 固 定 資 産 購 入 費	9,428

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
南部上水道建設事業 (西部幹線上流・中流・ 下流工区送水管工事)	平成23年度	259,400千円
南部上水道改良事業 (浄水施設耐震補強 基礎調査業務委託)	平成23年度	33,130千円

事 項	期 間	限 度 額
南部上水道改良事業 (管路マッピングシス テム構築業務委託)	平成23年度	3,760千円
東南部上水道改良事業 (管路マッピングシス テム構築業務委託)	平成23年度	7,270千円
東南部上水道改良事業 (導水受変電 設備更新工事)	平成23年度	389,500千円
浄水場運転管理業務	平成23年度から 平成27年度まで	368,762千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南部上水道建設 事業費	千円 430,000	普通貸借または 証券発行	10.0以内 [%]	借入日の翌日から5年以内 据え置き、30年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
東南部上水道改 良事業費	1,220,000			
計	1,650,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 553,307千円
(2) 交 際 費 25千円

(他会計からの補助金)

第9条 経営基盤を強化するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、391,094千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,727千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

案 例 条

議第18号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,207人」を「3,165人」に改め、同項第5号中「208人」を「197人」に改め、同項第9号の2中「888人」を「953人」に改め、同項第10号中「3,221人」を「704人」に改め、同項第9号の2中「888人」を「953人」に改め、同号ア中「2,241人」を「2,250人」に、「3,247人」に、「3,925人」を「3,941人」に改め、同号ウ中「941人」を「958人」に、「1,108人」を「1,125人」に改め、同項第11号中「8,382人」を「8,410人」に改める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議第19号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(2)の項オおよび(3)の項イ中「第36条の37」を「第36条の41」に、「第36条の43」を「第36条の47」に改め、同表(18)の項コ中「第1条の2第4項（同令第3条の5第2項）」を「第3条第4項（同令第27条第2項）」に改め、同項サ中「第2条の5第2項」を「第14条第2項」に改め、同表(19)の項コ(エ)中「第1条の7第2項および第1条の15第2項」を「第7条第2項および第15条第2項」に、「第1条の2第4項」を「第3条第4項」に改め、同項コ(オ)中「第2条の5第2項」を「第14条第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表(2)の項および(3)の項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

議第20号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条中「4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を」を「、同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員にあっては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間(以下この条において「半日勤務時間」という。))を、育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等ならびに前条の規定により勤務時間が割り振られた職員にあっては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員との権衡を勘案して人事委員会規則で定める勤務時間(以下この条において「短時間勤務時間」という。))を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ」に改める。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条の2 任命権者は、滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。))として、人事委員会規則で定める期間内にある正規の勤務時間が割り振られた日の当該正規の勤務時間(第9条第1項に規定する祝日法による休日および年末年始の休日の正規の勤務時間ならびに同条第2項の規定により勤務することを要しないこととされた正規の勤務時間を除く。))の全部または一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第9条第1項中「(以下「祝日法による休日」という。))」を削り、「、祝日法による」を「、同法に規定する」に、「この条において同じ」を「「祝日法による休日」という」に改め、

同条第2項中「、正規の勤務時間が割り振られた日（祝日法による休日および年末年始の休日を除く。）において」を削り、「勤務時間に」を「勤務時間が割り振られた日の当該正規の勤務時間（第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された正規の勤務時間ならびに祝日法による休日および年末年始の休日の正規の勤務時間を除く。）に」に改める。

第11条第2項中「（育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会規則で定める単位）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第12条第3項中「（育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会規則で定める単位）」を削る。

第20条第4項中「（昭和32年滋賀県条例第27号）」を削る。

（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第2条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中「4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を」を「、同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間（以下この条において「半日勤務時間」という。）を、育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等ならびに前条の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員との権衡を勘案して人事委員会規則で定める勤務時間（以下この条において「短時間勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ」に改める。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第9条の2 任命権者は、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある正規の勤務時間が割り振られた日の当該正規の勤務時間（第10条第1項に規定する祝日法による休日および年末年始の休日の正規の勤務時間ならびに同条第2項の規定により勤務することを要しないこととされた正規の勤務時間を除く。）の全部または一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要し

ない。

第10条第1項中「(以下「祝日法による休日」という。)」を削り、「、祝日法による」を「、同法に規定する」に、「この条において同じ」を「「祝日法による休日」という」に改め、同条第2項中「、正規の勤務時間が割り振られた日(祝日法による休日および年末年始の休日を除く。))において」を削り、「勤務時間に」を「勤務時間が割り振られた日の当該正規の勤務時間(第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された正規の勤務時間ならびに祝日法による休日および年末年始の休日の正規の勤務時間を除く。))に」に改める。

第12条第2項中「(育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会規則で定める単位)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第13条第3項中「(育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会規則で定める単位)」を削る。

第21条第4項中「滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号。以下この項において「給与条例」という。)」を「給与条例」に改める。

第23条中「第9条の2第1項」の右に「、第9条の3第1項」を加える。

(滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条中「4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を」を「、同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間(以下この条において「半日勤務時間」という。))を、育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等ならびに前条の規定により勤務時間が割り振られた職員にあつては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員との権衡を勘案して人事委員会規則で定める勤務時間(以下この条において「短時間勤務時間」という。))を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ」に改める。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条の2 本部長は、滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。))として、人事委員会規則で定める期間内にある正規の勤務時間が割り振られた日の当該正規の勤務時間(第9条第1項に規定する祝日法による休日

および年末年始の休日の正規の勤務時間ならびに同条第2項の規定により勤務することを要しないこととされた正規の勤務時間を除く。)の全部または一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第9条第1項中「(以下「祝日法による休日」という。)」を削り、「祝日法による」を「同法に規定する」に、「この条において同じ」を「祝日法による休日」というに改め、同条第2項中「正規の勤務時間が割り振られた日(祝日法による休日および年末年始の休日を除く。))において」を削り、「勤務時間に」を「勤務時間が割り振られた日の当該正規の勤務時間(第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された正規の勤務時間ならびに祝日法による休日および年末年始の休日の正規の勤務時間を除く。))に」に改める。

第11条第2項中「(育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会規則で定める単位)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第12条第3項中「(育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会規則で定める単位)」を削る。

第20条第4項中「(昭和32年滋賀県条例第27号)」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「第5条」の右に「第8条の2」を加える。

議第21号

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「ときは」の右に「、職員勤務時間条例第8条の2第1項、学校職員勤務時間条例第9条の2第1項もしくは警察職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）」を加える。

第15条に次の3項を加える。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条、学校職員勤務時間条例第4条第1項、第5条および第6条ならびに警察職員勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50

- 5 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

付則中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

(地域手当に関する特例)

15 当分の間、第10条の3第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」と、同項第2号中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。

別表第6第2項の表5級の項第1号中「次席または」を削り、同表6級の項第1号中「管理官」を「次席」に改め、同項第2号中「次席または」を削り、同表7級の項を次のように改める。

7 級	警察本部の課長または管理官の職務
-----	------------------

付 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の表第15条第1項の項の次に次のように加える。

第15条第4項	第2項	滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号。以下「育児休業条例」という。）第15条
第15条第5項	係る時間	係る時間（以下この項において「代休対象勤務時間」という。）
第15条第5項第1号	得た額	得た額。ただし、代休対象勤務時間が育児休業条例第15条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗

		じて得た額
--	--	-------

議第22号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第31号から第33号までを次のように改める。

(31) 輸出される牛肉に係る衛生的なとさつ、解体および分割に関する証明書の交付の手数料

1 通につき	350 円に証明した頭数 1 頭につき 10 円を加算した額
--------	--------------------------------

(32) 輸出される牛肉に係る牛の出生国および飼育国に関する証明書の交付の手数料

1 通につき	350 円に証明した頭数 1 頭につき 10 円を加算した額
--------	--------------------------------

(33) 削除

第2条第2項第14号の2を次のように改める。

(14)の2 政治資金規正法に基づく事務手数料

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付の手数料

写し 1 ページにつき	10円
-------------	-----

政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付の手数料

写し 1 ページにつき	10円
-------------	-----

第2条第2項第28号中

「建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項および第3項の規定に基づく二級建築士
または木造建築士の免許の手数料

1 件につき	18,000円
--------	---------

「建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項および第3項の規定に基づく二級建築士
または木造建築士の免許の手数料

1 件につき	19,200円
--------	---------

建築士法第5条第1項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に
関する証明書の交付の手数料

に

1 件につき 500 円
 建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え
 交付または再交付の手数料

1 件につき 5,900 円
 改め、同項第71号の2中
 「法第28条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査の手数料
 1 件につき 9,900 円
 「法第28条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査の手数料
 1 件につき 9,900 円
 法第35条第1項の規定に基づく犬またはねこの引取りの手数料
 1 頭につき 2,000 円（生後90日以内の犬また
 はねこの場合にあつては、500 円）」

改め、同項第82号の2を次のように改める。

㊦の2 土壤汚染対策法に基づく事務手数料

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可
 の申請に対する審査の手数料

1 件につき 240,000 円

土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審
 査の手数料

1 件につき 224,000 円

土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可
 の申請に対する審査の手数料

1 件につき 222,000 円

第3条第1項の表(4)の項の次に次のように加える。

(4)の2 建築士法第5条第1項に規定する二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録	前条第2項第28号に定める同法第4条第2項および第3項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料	同法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関
(4)の3 建築士法第5条第1項に規定する二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付	前条第2項第28号に定める同法第5条第1項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料	同法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関
(4)の4 建築士法第10条の21第1項において読み替えて適用する同法	前条第2項第28号に定める同法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免	同法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関

第5条第2項に規定する二級建築士免許証明書または木造建築士免許証明書の書換え交付または再交付	許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料	
--	-------------------------------	--

第3条第1項の表(5)の項中「第15条の17第1項」を「第15条の6第1項」に、「指定試験機関」を「都道府県指定試験機関」に改め、同項の次に次のように加える。

(5)の2 建築士法第23条第1項または第3項に規定する一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録	前条第2項第28号に定める同法第23条の2の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料	同法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関
(5)の3 建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿の登録事項に関する証明書の交付	前条第2項第28号に定める同法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料	同法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第2項第28号および第82号の2ならびに第3条第1項の改正規定 平成22年4月1日

(2) 第2条第2項第71号の2の改正規定および次項の規定（滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）別表第1号の改正規定中「、第30号、」を「から第31号まで、」に改める部分を除く。） 平成22年7月1日

2 滋賀県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1号中「、第30号、」を「から第31号まで、」に、「第70号」を「第70号、第71号、第71号の2（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬またはねこの引取りの手数料を除く。）、第72号」に改める。

議第23号

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例

滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「第9条第1項第3号」を「第9条第1項第2号」に改める。

第24条中「もしくは第2号」を削る。

第33条中「第9条第1項第3号」を「第9条第1項第2号」に改める。

第50条の2第1項第1号中「または第2項」を削り、「命令」を「指示」に、「措置」を「措置または同条第4項の規定による命令に基づく指示措置等」に改め、同項第3号中「第7条第4項」を「第7条第6項」に改める。

第50条の5第3項第1号中「または第2項」を削り、「命ずることができる」を「指示することとされる」に改め、同項第5号中「第7条第4項」を「第7条第6項」に改める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議第24号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2 使用料の表に次のように加える。

滋 賀 県 立 成 人 病 セ ン タ ー 駐 車 場	1 台 1 日 1 回 につき	1 時 間 に つ き 1 0 0 円。た だ し、8 時 間 を 超 える 場 合 は、8 0 0 円
-----------------------------	--------------------	--

別表第2 中注3を注5とし、注3および注4として次のように加える。

3 滋賀県立成人病センター駐車場について、次に掲げる場合は、無料とする。

- (1) 使用時間が30分以内である場合
- (2) 診療を受けるために来院する場合（入院の場合にあつては、入院日および退院日に限る。）
- (3) 身体障害または知的障害がある者で病院事業庁長が別に定めるものが来院する場合
- (4) その他病院事業庁長が特に認める場合

4 滋賀県立成人病センター駐車場について、注3(1)に掲げる場合を除き、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第25号

滋賀県市町合併推進審議会条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県市町合併推進審議会条例を廃止する条例

滋賀県市町合併推進審議会条例（平成17年滋賀県条例第98号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第44号の7を次のように改める。

(44)の7 削除

議第26号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表校長および教員の項中「4,666人」を「4,706人」に、「2,665人」を「2,640人」に改め、同表栄養教諭および学校栄養職員の項中「67人」を「64人」に、「12人」を「11人」に改め、同表事務職員の項中「252人」を「253人」に、「113人」を「115人」に改め、同表計の項中「5,237人」を「5,275人」に、「2,890人」を「2,866人」に改め、同表合計の項中「8,127人」を「8,141人」に改める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議第27号

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則中第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

（地域手当に関する特例）

- 14 当分の間、第11条の3第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」と、同項第2号中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議第28号

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官の項中「193人」を「194人」に、「1,266人」を「1,270人」に、「663人」を「665人」に、「2,217人」を「2,224人」に改め、同表警察官以外の警察職員の項中「299人」を「295人」に改め、同表合計の項中「2,516人」を「2,519人」に改め、同条第2項中「2,217人」を「2,224人」に改める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第29号**契約の締結につき議決を求めることについて**

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター水処理覆盖5系1/2建設工事
- 2 契約金額 606,900,000円
- 3 契約の相手方 滋賀県大津市皇子が丘二丁目9番12号
株式会社アルファー建設
代表取締役 山下 覚 史

議第29号 契約の締結につき議決を求めることについて

議第30号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 葉山川広域河川改修事業国道1号交差部工事 |
| 2 契約金額 | 1,448,142,000円 |
| 3 契約の相手方 | 大阪府中央区大手前一丁目5番44号
国土交通省近畿地方整備局長 上 総 周 平 |

議第31号**財産の譲渡につき議決を求めることについて**

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の譲渡につき議決を求めることについて

次のように財産を譲渡することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および譲渡予定価格

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 財産の種類 | 建 物 |
| 2 譲 渡 面 積 | 延床面積 20.60 平方メートル |
| 3 譲渡予定価格 | 無 償 |
| 4 譲 渡 の 目 的 | 倉 庫 |

(参 考)

財産の所在地	滋賀県大津市北小松
契約の相手方	滋賀県大津市北小松 北小松自治会 会長

議第32号

県営林における森林窃盗に係る損害賠償請求訴訟の提起につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県営林における森林窃盗に係る損害賠償請求訴訟の提起につき議決を求めることについて
滋賀県は、県営林における森林窃盗に係る損害賠償請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名

2 請求額

2,600,800円およびこれに対する支払済みまでの年5分の割合による金員

3 請求の要旨

被告となるべき者は、滋賀県大津市栗原地先の県営林において、立木を窃取したとして、森林法（昭和26年法律第249号）第197条の規定により、平成19年1月23日に罰金30万円の略式命令が確定した。

滋賀県は、民法（明治29年法律第89号）第709条の規定に基づき、被告となるべき者が窃取した立木に係る損害賠償を求めたが、被告となるべき者がこれに応じないことから、損害賠償を求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議第33号

国の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

国の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定に基づき、国の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市が平成22年度において負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市名	負担すべき金額
国営農業用水再編対策事業	長 浜 市	572,617,720 ^円
	計	572,617,720
国営造成土地改良施設整備事業	守 山 市	10,051,711
	栗 東 市	11,636,248
	甲 賀 市	14,725,787
	野 洲 市	14,438,246
	湖 南 市	10,327,017
	計	61,179,009
国営総合農地防災事業	守 山 市	72,297,204
	栗 東 市	83,694,024
	甲 賀 市	105,915,624
	野 洲 市	103,847,475
	湖 南 市	74,277,346
	計	440,031,673

ただし、関係市の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

議第33号 国の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第34号

琵琶湖流域下水道湖西処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

琵琶湖流域下水道湖西処理区の管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の2第1項の規定により県の行う琵琶湖流域下水道湖西処理区の管理に要する経費について、平成22年4月1日から関係市が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、同法第31条の2第2項の規定に基づき、議決を求める。

1 関係市

大津市

2 負担すべき金額

一般排水

関係市の当該排水汚水量に1立方メートル当たり62.0円を乗じて得た額

特定排水

関係市の当該排水汚水量に1立方メートル当たり69.2円を乗じて得た額

議第35号

琵琶湖流域下水道東北部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

琵琶湖流域下水道東北部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の2第1項の規定により県の行う琵琶湖流域下水道東北部処理区の管理に要する経費について、平成22年4月1日から関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、同法第31条の2第2項の規定に基づき、議決を求める。

1 関係市町

彦根市、長浜市、東近江市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町

2 負担すべき金額

一般排水

関係市町の当該排水汚水量に1立方メートル当たり52.8円を乗じて得た額

特定排水

関係市町の当該排水汚水量に1立方メートル当たり64.5円を乗じて得た額

議第35号 琵琶湖流域下水道東北部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第36号

滋賀県国土利用計画（第四次）を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県国土利用計画（第四次）を定めることにつき議決を求めることについて

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項の規定に基づき、滋賀県の区域における国土の利用に関する計画を別冊滋賀県国土利用計画（第四次）のとおり定めることにつき、同条第3項の規定に基づき、議決を求める。

議第37号

滋賀県道路公社定款の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路公社定款の変更につき議決を求めることについて

滋賀県道路公社定款の一部を次のとおり変更することについて、国土交通大臣の認可を申請しようとするにつき、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第6項の規定に基づき、議決を求める。

滋賀県道路公社定款の一部を次のとおり変更する。

第15条の表 一般国道307号の項および一般国道367号の項を削る。

付 則

この定款は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第15条の変更規定（一般国道307号の項を削る部分に限る。）は、同月5日から施行する。

議第37号 滋賀県道路公社定款の変更につき議決を求めることについて

議第38号

滋賀県道路公社が管理を行っている有料道路の料金の徴収期間の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路公社が管理を行っている有料道路の料金の徴収期間の変更につき議決を求めることについて

滋賀県道路公社から次のとおり有料道路の料金の徴収期間を変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき同意を求められたので、これに同意することにつき、同条第2項の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 有料道路名 | 途中トンネル有料道路 |
| 2 料金の徴収期間 | 変更前 供用開始の日から30年間 |
| | 変更後 供用開始の日（昭和63年4月5日）から平成22年9月30日まで |

議第39号

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に関し同意することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に関し同意することにつき議決を求めることにつ
て

滋賀県道路公社から次のとおり有料道路の料金の額を定める車種区分の分類を変更すること
について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき同意を求めら
れたので、これに同意することにつき、同条第2項の規定に基づき、議決を求める。

1 変更対象有料道路名

琵琶湖大橋有料道路、近江大橋有料道路、日野水口有料道路および途中トンネル有料道路

2 有料道路の料金の額を定める車種区分

変更前

車種 区分	自動車等の種類	摘 要
軽 車 両 等	タ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第 11号の2に掲げる自転車をいう。 法第2条第4項に規定する軽車両をいう。 法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
	レ 軽車両	
	ソ 原動機付自転車	

変更後

車種 区分	自動車等の種類	摘 要
軽 車 両 等	タ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

議第40号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することに関係地方公共団体に協議することにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更することに関係地方公共団体に協議することにつき議決を求めることについて

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更し、平成22年4月1日から施行することに関係地方公共団体に協議することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、議決を求める。

第3条第2号中「岡山市」の次に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

議第41号

包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年 2月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて

包括外部監査契約を次のとおり締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 平成22年4月1日 |
| 3 契約金額 | 11,700,000円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所
氏名 西 村 猛
資格 公認会計士 |